

品川区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日 区長決定

要綱第 4 2 号

改正 平成 27 年 9 月 15 日 区長決定

要綱第 4 7 4 号

改正 令和 3 年 12 月 27 日 部長決定

要綱第 3 5 2 号

改正 令和 6 年 3 月 27 日 部長決定

要綱第 1 9 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に、施工能力等審査型総合評価方式を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 品川区契約事務規則(昭和39年品川区規則第8号)第2条第2号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 落札者 あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が品川区にとって最も有利なものをいう。
- (3) 一級技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- (4) 二級技術者 建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令に規定する試験のうち当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなる者または他の法令の規定による免許もしくは免許の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなる者であって一級技術者以外の者をいう。
- (5) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロもしくはハまたは同法第15条第2号ハに該当する者であって一級技術者および二級技術者以外の者をいう。
- (6) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (7) 工事成績評定通知書の総評定点 品川区工事成績評定要綱(平成25年品川区要綱第128号)第12条に規定する過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (8) 施工能力等審査型総合評価方式 工事価格および施工能力等を総合的に評価

して落札者を決定する方式

(9) 基準日 対象工事案件の公告日初日とする。

(対象工事)

第3条 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が2,000万円以上の工事のうち、契約担当者および工事を主管する課長との間で協議のうえ決定するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 契約担当者は、第6条から第9条までに掲げる落札者決定基準(以下「落札決定基準」という。)を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者から、落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項についての意見を聴取するものとする。

2 契約担当者は、高度な技術を要する工事において落札者を決定しようとするときは、2人以上の学識経験を有する者から、その決定についての意見を聴取することができる。

(施工能力等審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力等審査型総合評価方式の実施は、制限付き一般競争入札によるものとする。

2 第7条に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、直近のものが60点未満である者は入札参加を認めないものとする。

(総合評価の方法)

第6条 施工能力等審査型総合評価方式の評価は、価格点と施工能力評価点を合計した評価値による。

2 価格点の算定は次のとおりとする。

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点および実績点ならびに地域貢献等評価点の合計によるものとする。

4 施工能力評価点の評価項目の点数配分は、次のとおりとする。

評価項目	点数
工事成績評価点	13
配置予定技術者の資格点	3
配置予定技術者の実績点	2

地域貢献等評価点	6
----------	---

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、工事成績の総評定点に応じて、下表のとおり算定するものとする。

工事成績の総評定点	工事成績評価点
60点未満	0
60点以上62.5点未満	7.5
62.5点以上65点未満	8
65点以上67.5点未満	8.5
67.5点以上70点未満	9
70点以上72.5点未満	9.5
72.5点以上75点未満	10
75点以上77.5点未満	10.5
77.5点以上80点未満	11
80点以上85点未満	12
85点以上100点以下	13

2 工事成績の総評定点の平均は、基準日の3年3ヵ月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績の総評定点の相加平均とする。ただし、当該工事数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定する。

3 工事成績の総評定点は、品川区発注工事のみを対象とする。

4 工事成績評価点の対象工事は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定する。

(配置予定技術者の資格点および実績点の算定方法)

第8条 配置予定技術者の資格点および実績点は、配置予定技術者の資格および実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合にあつては3点、二級技術者の場合にあつては2点、その他の技術者の場合にあつては1点とする。この場合において、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が類似工事について

て監理技術者として係わった場合にあっては2点、主任技術者として係わった場合にあっては1.5点、担当技術者として係わった場合にあっては1点とする。

- (3) 前号の類似工事は、コリンズの工事区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定するものとし、類似工事の規模については、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものまたは企画経営部長がこれに準ずると認めるものとする。
- (4) 配置予定技術者の実績点は、原則としてコリンズに登録されたデータから算定する。

(地域貢献等評価点の算定方法)

第9条 地域貢献等評価点は、申請日現在で、次のとおり算定するものとする。

- (1) 災害協定点は、次に掲げるもののうち該当するものを合算した点数の合計とする。
- ア 区と災害協定を締結している場合または区と災害協定を締結している団体の構成員である場合 1.5 点
 - イ 当該年度およびその前3年度内に区の要請に基づく水防、風雪害対策等の災害対応実績等がある場合 1.5 点
- (2) 営業拠点の所在地点は、電子調達サービスにおいて入札参加資格で本店所在地が品川区として登録されている場合にあっては2点、入札参加資格の本店所在地が品川区以外で登録され、区内に代理人を設置し、かつ、支店または営業所がある場合にあっては1点とする。ただし、いずれの場合も区内業者として品川区に認定されている場合に限る。
- (3) 環境・雇用等対策点は、申請日現在で、次に掲げる場合のいずれか1つに該当した場合にあっては0.5点、2つ以上該当する場合にあっては1点とする。
- ア ISO14001、エコアクション21、エコステージ(エコステージ2以上の認証に限る。)の認証に参加している場合
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者雇用を行っている場合またはこれに準ずると認められる場合
 - ウ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する次に掲げる取り組みを2つ以上行っている場合
 - (ア) 従業員の希望に応じて育児休業または介護休業が取得できる。
 - (イ) 子育て支援に関する短時間勤務制度、在宅勤務制度または子の看護休暇制度がある。
 - (ウ) 介護に関する短時間勤務制度または在宅勤務制度がある。

(落札者の決定方法)

第10条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第6条1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(公表事項)

第11条 区長は、施工能力等審査型総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公告の際において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力等審査型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 提出資料の様式および提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目および評価方法
- (5) 企業の地域貢献等評価点の評価項目および評価方法
- (6) 総合評価の方法および落札者の決定方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として当該資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第12条 入札参加事業者は、あらかじめ指定された日に、施工能力評価点申告書(第1号様式)、地域貢献等評価点申告書(第2号様式)、配置予定技術者の保有資格および類似工事实績等の資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第13条 施工能力評価点の審査にあたっては、公表事項において品川区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に必要な事項は、企画経営部長が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成26年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成27年10月 1日から適用する。

この要綱は、令和 4年 1月 1日から適用する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。

施工能力評価点申告書

年 月 日

品川区契約担当者あて

所在地

件名

事業者名

代表者

工事成績評価点		工事件名		契約年月日		工期		総評定点		平均	
1				年	月	日	年	月	日		
2				年	月	日	年	月	日		
3				年	月	日	年	月	日		
配置予定技術者 資格点	氏名	工事業種						技術者級数			
								1級 2級 その他			
類似工事件名						監理技術者・主任技術者・ 担当技術者の別					
配置予定技術者 実績点		発注者名		契約年月日		契約金額		監理 主任 担当			
			年 月 日								

区使用欄
評価点
資格点
実績点
小計

地域貢献等評価点申告書

年 月 日

品川区契約担当者あて

件名

所在地

事業者名

代表者

災害協定点 (該当するものに○)	1 区と災害協定等を締結している 品川区との協定の名称 品川区との協定締結者名(団体名)
	2 当該年度および前3年度内に区の要請に基づく水防、風雪害対策等の災害対応実績等がある
	3 品川区と災害協定等を締結していない
営業所在地 (いずれかに○)	1 区内に本店がある
	2 区内に代理店を設置した支店または営業所がある
	3 区内に本店、支店または営業所なし
環境・雇用等対策点 (該当するものに○)	1 ISO14001・エコアクション21・エコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)のうち一つ以上の認証等があり、有効期限内である
	2 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項の障害者雇用率を超える障害者雇用がある、またはこれに準ずると認められる
	3 ワーク・ライフ・バランスに関する次に掲げる取組みを2つ以上行っている(該当するものに○) ア 従業員の希望に応じて育児休業または介護休業が取得できる イ 子育てに関する短時間勤務制度、在宅勤務制度または子の看護休暇制度がある ウ 介護に関する短時間勤務制度または在宅勤務制度がある
	4 上記1～3のいずれもなし

区使用欄
災害協定点
営業所在地
環境・雇用等対策点
小計
合計